【資料2】

鹿 児 島 海 区 漁業調整委員会資料 令和7年3月13日

【議題2】

鹿児島県漁業調整規則の一部改正について(諮問)

水 振 第 757号 令和7年3月13日 (水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県漁業調整規則の一部改正について(諮問)

このことについて、別紙のとおり改正したいので、漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第5項及び第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

鹿児島県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容

1 改正の理由

(1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第66号)が令和6年6月26日に公布され、このうち、漁業法(昭和24年法律第267号)第52条に1項を加える改正規定が令和6年7月16日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星 船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動 を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損 なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものである。

鹿児島県漁業調整規則(令和2年鹿児島県規則第52号。以下「規則」という。)の当該改正については、漁業法に規定されているものではあるが、一連の手続や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく漁業法第195条第3号で規定されている。

(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

これにより規則中の「懲役」を「拘禁刑」に改正する。

(3) 文言の適正化

両罰規定の対象となる規定(規則第59条及び第60条)について、自然人を対象とすることを明確化する。

2 改正内容

(1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第51条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に 係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。
- (2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正 規則第59条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(3) 文言の適正化

規則59条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、 同項各号中「者」を「とき。」に改め、第60条中「者」を「ときは、当該 違反行為をした者」に改める。

※ 漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障について

本改正については形式的な改正であり、規則の内容について変更が生じる ものではない。

今後, 鹿児島海区漁業調整委員会, 熊毛海区漁業調整委員会, 奄美大島海 区漁業調整委員会, 鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催し, 本改正につい て諮問を行う予定である。

現時点では、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障はないものと判断している。

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第59条第1項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)及び4の規定は、令和7年6月1日から施行する。

4 経過措置

3のただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由:刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する 法律に経過措置が定められていることから同様の取扱いとするため。

鹿児島県漁業調整規則(令和2年鹿児島県規則第52号)新旧対照表 (令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
鹿児島県漁業調整規則	鹿児島県漁業調整規則	この頁改正なし
令和 2 年10月30日	令和2年10月30日	
規則第52号	規則第52号	
(衛星船位測定送信機等の備付け命令)	(衛星船位測定送信機等の備付け命令)	
第51条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措	第51条 知事は,国際的な枠組みにおいて決定された措	
置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認	置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認	
めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、	めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、	
衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置	衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置	
の測定及び送信を行う機器であって,次に掲げる基準	の測定及び送信を行う機器であって,次に掲げる基準	
に適合するものをいう。) を当該許可を受けた船舶に	に適合するものをいう。) を当該許可を受けた船舶に	
備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該	備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該	

1/6

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
電子機器を常時作動させることを命ずることができ	電子機器を常時作動させることを命ずることができ	
る。	る。	
(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及	(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及	
び記録できるものであること。	び記録できるものであること。	
(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであ	(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであ	
ること。	ること。	
ア 当該船舶を特定することができる情報	ア 当該船舶を特定することができる情報	
イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置に	イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置に	
おける日付及び時刻	おける日付及び時刻	
(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置	(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置	
が講じられているものであること。	が講じられているものであること。	
2 前項の規定による命令を受けた者は,通信の妨害そ	(追加)	改正理由:漁業法(昭和
<u>の他</u> の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為		24年法律第267号)の改正
<u>をしてはならない。</u>		に伴い水産資源の持続的
		な利用を確保するため、衛

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
		星船位測定送信機等の備
		付け及び操業期間中等の
		当該電子機器等の常時作
		動を命じられた者は,通信
		の妨害その他当該命令に
		係る電子機器の機能を損
		なう行為をしてはならな
		いことを新たに規定する
		もの。
		施行期日:公布の日から施
		行する。
第59条 次の各号のいずれかに該当する <u>場合には、当該</u>	第59条 次の各号のいずれかに該当する者は	改正理由:刑法等の一部を
<u>違反行為をした者は</u> , 6月以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは10		改正する法律の施行に伴
万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	う改正及び両罰規定の対
		象となる規定について,自

3/6

(今和9年期則第59年)

(令和2年規則第52号)		
改正案	現行	備考
		然人を対象とすることを
		明確化するための改正。
		施行期日:公布の日から施
		行する。ただし、第59条第
		1項の改正規定(「懲役」
		を「拘禁刑」に改める部分
		に限る。)は、令和7年6
		月1日から施行する。
(1) 第32条第1項,第33条から第43条まで,第45条	(1) 第32条第1項,第33条から第43条まで,第45条	改正理由:両罰規定の対象
第1項,第46条第1項又は第47条の規定に違反した	第1項,第46条第1項又は第47条の規定に違反した	となる規定について, 自然
<u>とき。</u>	<u>者</u>	人を対象とすることを明
		確化するための改正。
		施行期日:公布の日から施
		行する。
(2) 第32条第13項において準用する第13条第1項若	(2) 第32条第13項において準用する第13条第1項若	改正理由:両罰規定の対象
しくは第2項又は第46条第3項の規定により付け	しくは第2項又は第46条第3項の規定により付け	となる規定について, 自然

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
た条件に違反した <u>とき。</u>	た条件に違反した <u>者</u>	人を対象とすることを明
		確化するための改正。
		施行期日:公布の日から施
		行する。
(3) 第23条第1項(第32条第13項において準用する	(3) 第23条第1項(第32条第13項において準用する	改正理由:両罰規定の対象
場合を含む。),第32条第13項において準用する第	場合を含む。),第32条第13項において準用する第	となる規定について, 自然
22条第2項,第45条第2項又は第50条第1項の規定	22条第2項,第45条第2項又は第50条第1項の規定	人を対象とすることを明
に基づく命令に違反した <u>とき。</u>	に基づく命令に違反した者	確化するための改正。
		施行期日:公布の日から施
		行する。
2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持す	2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持す	
る漁獲物, その製品, 漁船又は漁具その他水産動植物	る漁獲物, その製品, 漁船又は漁具その他水産動植物	
の採捕の用に供される物は、没収することができる。	の採捕の用に供される物は、没収することができる。	
ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は	ただし,犯人が所有していたこれらの物件の全部又は	
一部を没収することができないときは,その価額を追	一部を没収することができないときは,その価額を追	
徴することができる。	徴することができる。	

5/6

(令和2年規則第52号)

(节相2 牛烷则为52万)		
改正案	現行	備考
第60条 第25条第1項(第48条第8項において準用する	第60条 第25条第1項(第48条第8項において準用する	改正理由:両罰規定の対象
場合を含む。),第31条,第32条第10項又は第44条第	場合を含む。),第31条,第32条第10項又は第44条第	となる規定について,自然
1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした	1 項の規定に違反した	人を対象とすることを明
<u>者</u> は、科料に処する。	<u>者</u> は、科料に処する。	確化するための改正。
		施行期日:公布の日から施
		行する。

漁業法 (抜粋)

(都道府県知事による漁業の許可)

- 第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営も うとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の農林水産省令は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、農林水産大臣が 漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると 認める漁業について定めるものとする。
- 3 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水 産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の規則は、都道府県知事が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。
- 5 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁 業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大 臣の認可を受けなければならない。
- 7 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令で定める漁業について、都道府県の区域を超 えた広域的な見地から、次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶等の数
- 二 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることがで きる船舶等の数
- 三 その他農林水産省令で定める事項
- 8 農林水産大臣は、前項の事項を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 9 都道府県知事は、第七項の規定により定められた事項に違反して第一項の許可をしてはならない。

(漁業調整に関する命令)

- 第百十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業(水産動植物の採捕に係るものに限る。)を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。
- 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な

農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止(前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。)
- 二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止
- 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
- 四 漁業者の数又は資格に関する制限
- 3 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。
- 4 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、 五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の 懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。
- 5 第二項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船及び漁具その他水産動植物の採捕又は養殖の用に供される物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。
- 6 農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとする ときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、 農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、 関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

水産資源保護法 (抜粋)

(水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令)

- 第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。
- 一 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
- 二 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
- 三 水産動植物の移植に関する制限又は禁止
- 2 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。
- 3 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、 五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の 懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。
- 4 第一項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物及び同項第三号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。
- 5 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水 産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大 臣の認可を受けなければならない。
- 7 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会(内水面漁場管理委員会を置く都道府県の管轄に属する内水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。以下同じ。)に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会)の意見を聴かなければならない。
- 8 農林水産大臣は、第一項第一号又は第二号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則であつて、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、若しくは準用される河川(以下「河川」という。)又は砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により国土交通大臣が指定した土地(以下「指定土地」という。)に係るものを定め、又は認可しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。
- 9 農林水産大臣は、第一項第一号に掲げる事項に関する農林水産省令を定め、又は規則を認可しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。